

## 平戸市認定地域クラブ参加者支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、中学校に在籍する生徒が認定地域クラブ活動に参加するに当たり、保護者の経済的負担を軽減するため、予算の範囲内で平戸市認定地域クラブ参加者支援補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付については、平戸市補助金等交付規則(平成17年平戸市規則第43号。以下「規則」という。)及びこの告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市立中学校 平戸市立学校設置条例(平成17年平戸市条例第181号)第3条に規定する中学校をいう。
- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、生徒を現に監護するものをいう。
- (3) 認定地域クラブ 平戸市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱(令和8年平戸市教育委員会告示第 号)第5条第1項の規定による認定を受けた地域クラブをいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者(以下「交付対象者」という。)は、市立中学校に在籍する生徒の保護者であって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 補助金の申請時に市内に住所を有していること。
- (2) 当該生徒が、認定地域クラブ活動に参加していること。
- (3) 第4条の表に規定する参加費支援事業にあつては、補助金の交付を申請する日の属する年度において、平戸市要保護及び準要保護児童生徒援助費並びに特別支援学級就学奨励費支給要綱(平成18年平戸市教育委員会告示第4号)第2条第1号に規定する要保護及び準要保護児童生徒援助対象者であること。
- (4) 交通費支援事業にあつては、当該生徒が離島に居住していること。
- (5) 当該生徒と同一の世帯に属する者が、平戸市暴力団排除条例(平成24年平戸市条例第22号)第2条第2号に指定する暴力団員でないこと又は暴力団員と密接な関係を有していないこと。

(補助対象経費等)

第4条 補助対象経費及び補助金額は、次の表に掲げるとおりとする。

事業区分	補助対象経費	補助金額
参加費支援事業	認定地域クラブ活動の参加費(入会費、年会費、月会費)及び保険料	補助対象経費の10分の10以内の額とし、参加費2万4千円及び保険料800円を上限とする。

交通費支援事業	生徒が島外の大会等に参加するためのフェリー旅客運賃等	補助対象経費の2分の1の額
---------	----------------------------	---------------

- 2 生徒が複数の認定地域クラブに参加する場合の参加支援事業の補助対象経費は、対象者がいずれか一つの認定地域クラブに支払った経費とする。
- 3 補助金の額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。  
(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、平戸市認定地域クラブ参加者支援補助金交付申請書兼請求書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 認定地域クラブ活動に参加する生徒及びその保護者の住民票の写し
  - (2) 就学援助を受けていることが分かる書類（参加費支援事業に限る。）
  - (3) 認定地域クラブ活動の参加に係る費用を支払ったことが分かる書類
  - (4) フェリーの領収書の写し（交通費支援事業に限る。）
- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、同項第1号及び第2号に掲げる書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、その確認について同意を得た上で、当該書類の添付を省略させることができる。  
(交付決定等)

第6条 市長は、前条の申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定する。

- 2 前項の審査の結果、補助金の交付をすることが不相当と認めるときは、平戸市認定地域クラブ参加者支援補助金交付却下通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。  
(交付手続の特例)

第7条 規則第21条の規定により、規則第7条による決定通知、規則第13条に規定する実績報告書の提出及び規則第14条に規定する補助金の額の確定の通知を省略し、規則第4条に規定する補助金の交付申請及び規則第16条に規定する補助金の交付請求は、併合して処理するものとする。  
(決定の取消し)

第8条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他の不正な手段により補助金の交付決定を取り消されたとき。
  - (2) 法令、規則又はこの告示の規定に違反したとき。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付を不相当であると認めるとき。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、平戸市認定地域クラブ参加者支援補助金交付決定取消通知書（様式第3号）により通知するものとする。  
(補助金の返還)

第9条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、交付決定を取り消された者に対し、平戸市認定地域クラブ参加者支援補助金返還命令書（様式第4号）により、期限を定めて補助金の返還を命ずるものとする。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。